

資料配付

筑波研究学園都市記者会

平成21年 1月29日
国土技術政策総合研究所国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持委員会
(平成20年度定例会議)の議事概要について

国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持委員会(平成20年度定例会議)を下記のとおり開催しましたので、その概要をお知らせいたします。

記

1. 開催日時 平成20年12月9日(火) 13:00~14:00
2. 開催場所 都道府県会館 4階会議室
3. 議事概要 別紙のとおり

お問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

茨城県つくば市旭1番地 TEL 029-864-2211 (代表)

TEL 029-864-2838 (直通)

総務部総務課 課長 黒澤 肇 (内線2351)

課長補佐 堀江 峯夫 (内線2353)

国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持委員会
(平成20年度定例会議) 議事概要について

1. 開催日時 平成20年12月9日(火) 13:00~14:00

2. 開催場所 都道府県会館 4階会議室

3. 委 員	委員長	布村明彦	所長
	副委員長	村岸明	副所長
	副委員長	松本清次	副所長
	外部委員	池田駿介	東京工業大学大学院 教授
	外部委員	角田茂	金沢工業大学 参事
	外部委員	山口卓男	弁護士(筑波アカデミ法律事務所)
	委員	西川和廣	研究総務官
	委員	福田和彦	総務部長
	委員	真下和彦	企画部長
	委員	宮地豊	管理調整部長
	委員	岸田弘之	環境研究部長
	委員	藤木修	下水道研究部長
	委員	大平一典	河川研究部長
	委員	佐藤浩	道路研究部長
	委員	西山功	建築研究部長(欠席)
	委員	松本浩	住宅研究部長
	委員	山下浩一	都市研究部長
	委員	小田勝也	沿岸海洋研究部長
	委員	高橋宏直	港湾研究部長
	委員	辻安治	空港研究部長
	委員	藤本聡	高度情報化研究センター長
	委員	西本晴男	危機管理技術研究センター長

4. 議事概要

○事務局説明

- 1) 事務次官通知「当面の入札関係不祥事の再発防止対策について」の国土技術政策総合研究所(以下「国総研」という。)の対応について
- 2) 発注者綱紀保持規程等の一部改正について
 - ① 規程第2条第4項の「特定関係者」に、事業者及び国土交通省OBだけでなく、国総研以外の国土交通省職員若しくは他府省等の職員を追加する。
 - ② 規程第5条第2項の事業者との応接方法に関して、職員が一人又は個室で対応せざるを得ない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとする旨を明記する。

- ③ マニュアルについては、上記①②の項目に関係する部分について改正する。また、事業者と対応方法の具体例及び内部報告制度の倫理通報窓口について追記する。

○審議の概要

1) 当面の入札関係不祥事の再発防止対策について

- ① 「監督・検査の充実」の項目中、請負人は監督員が不適切な指示をした場合に、支出負担行為担当官等へ書面でその旨を報告「できること」とあるが義務規定にしてもよいのではという意見が出された。

請負人に報告義務を課した場合に罰則等が発生するため「できる規定」としたものと思われ、この件については、本省へ確認し後日報告する旨説明し、了承された。

(委員会翌日、本省へ確認したところ、罰則が発生することとなるので義務化はしない旨の回答を得た。)

- ② 地方整備局事務所長会議等における秘密保持等の徹底について、国総研としては何も対応しないようにとれるとの意見が出されが、本趣旨については、国総研の中でも周知している旨を説明し、了承された。

2) 発注者綱紀保持規程改正（案）及びマニュアル改正（案）について

- ① 「特定関係者」として追加する他府省の職員等の「等」の範囲について、はっきりと定義をした方がよいのではないかと意見が出され、記述方法について検討する旨説明し、了承された。

(委員会終了後、範囲を明確にするため、マニュアルと同様に「地方公共団体の職員」と明記することとした。)

- ② 事業者との応接方法に関して、発注担当者が所属長の承諾を得る場合にマニュアルで「口頭可」としているが、口頭で事前承諾した場合であっても事後報告をすとか、文書による承諾にした方がよいのではないかと意見が出されたが、成果・効果と方法論でもあり当面はこのままにさせていただき、今後検討していきたい旨説明し、了承された。

上記の審議を経て、国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持規程改正（案）及びマニュアル改正（案）は、了承された。

以上

なお、国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持規程については、国総研ホームページで公開しております。

URL : <http://www.nilim.go.jp/lab/adg/hattuyusya/kitei.pdf>